

「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和元年度)(案)」 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

■ 意見募集期間：令和元年10月12日(土)から令和元年11月11日(月)まで

■ 意見提出数：8件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：

(意見受付順)

1	株式会社ジュピターテレコム
2	株式会社オプテージ
3	日本電信電話株式会社
4	東日本電信電話株式会社
5	西日本電信電話株式会社
6	KDDI株式会社
7	ソフトバンク株式会社
8	楽天モバイル株式会社

0. 総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 情報通信市場全体を広く俯瞰し、通信事業者や多様なプレイヤーの取組が、他分野での様々な成長・発展にどう繋がっているかについて着目した検証を実施すべき。また、現行の規制やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他分野の様々な産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかについても検証すべき。</p>	<p>考え方0-1</p>	
<p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しており、今後、5G サービスや IoT、ビッグデータ、AI 等が具体的なサービスとして広く実用化され、通信はそのようなサービスを支える基盤として取り込まれるとともに、他の産業と結びついていくものと想定しています。</p> <p>こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められています。</p> <p>そのため、政府においては、事業者が法令やガイドライン等の規制やルールを遵守しているかどうかを分析・検証するだけではなく、グローバルな OTT プレイヤーの台頭等、ダイナミックに変化する情報通信市場全体を広く俯瞰することに加えて、通信事業者や多様なプレイヤーの取組みが、他分野での様々な産業の成長・発展にどう繋がっているかにも着目した検証をしていく必要があると考えます。</p> <p>また、これまで国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他分野の様々な産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかに、そうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しており、今後、5G サービスや IoT、ビッグデータ、AI 等が具体的なサービスとして広く実用化され、通信はそのようなサービスを支える基盤として取り込まれるとともに、他の産業と結びついていくものと想定しています。</p> <p>こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイ</p>		

<p>ヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められています。</p> <p>そのため、政府においては、事業者が法令やガイドライン等の規制やルールを遵守しているかどうかを分析・検証するだけではなく、グローバルな OTT プレイヤーの台頭等、ダイナミックに変化する情報通信市場全体を広く俯瞰することに加えて、通信事業者や多様なプレイヤーの取組みが、他分野での様々な産業の成長・発展にどう繋がっているかにも着目した検証をしていく必要があると考えます。</p> <p>また、これまで国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他分野の様々な産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見0-2 IoT 向け通信サービスについては、黎明期の現時点において、性急に競争状況の評価を実施するよりも、まずは、非電気通信事業者も含めた市場の実態把握を行うべき。また、5G/IoT 時代において、禁止行為規制適用事業者である NTT 東西及び NTT ドコモの市場支配力が、産業横断的な提携・協業によって他の産業に影響を及ぼしていないかについて注視が必要。さらに、NTT グループが総合的な事業能力の優位性を強化する事業運営を志向してきていることから、NTT グループ全体の総合的な事業能力が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点で、分析と評価を進めてほしい。</p>	<p>考え方0-2</p>	
<p>はじめに</p> <p>現在、IoT 向け通信サービスにおいては、医療・教育・行政・交通・社会インフラ等の様々な分野・産業との異業種連携により、新たなサービスやビジネスモデルが創出されています。このような多方面との多様な連携の推進や、事業者の創意工夫を促し、M2M や IoT などのイノベーションを牽引していくモバイル市場においては、事業者に過度な報告規則等の義務を課すのではなく、最小限の規律の中で活発に競争できる環境であることが重要です。</p> <p>令和元年度の年次計画（案）のうち、市場動向の分析では、「IoT 向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理」「競争状況の評価を試行的に実施」を挙げていますが、多種多様なサービスを展開している IoT 向け通信サービスについては、黎明期の現時点において、性急に競争状況の評価を実施するよりも、どのようなユースケースがあるのか幅広く多面的に把握し、市場の全体像を的確に捉えるこ</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

とが重要だと考えます。

また、様々な分野・産業との異業種連携においては、電気通信事業者からの回線提供のみならず、デバイス、センター設備、保守などのサポートサービスやデータ分析を含むビジネスモデルの提案等、利用用途に合わせて提供されているのが実態です。それらを行うベンダー等のトータルソリューションも重要な役割を担っています。実態把握を進める際には、電気通信事業者に閉じず、幅広く、非電気通信事業者も対象として多面的に進めることが適切だと考えます。

一方、今後の 5G/IoT 時代では、様々な分野において産業横断的な提携・協業事業モデルが創出されることが想定されます。

5G/IoT 時代においても、NTT 東・西の保有する局舎・電柱・管路・とう道といった線路敷設基盤や光ファイバの不可欠性は変わらず、5G 展開ではむしろその重要性がこれまで以上に増すことに加えて、未だ巨大な顧客基盤（FTTH 市場における NTT 東・西のシェア：約 67%、移動系通信における NTT ドコモのシェア：約 44%※）を有することから、禁止行為規制適用事業者である NTT 東・西及び NTT ドコモの市場支配力が、産業横断的な提携・協業によって、他の産業にも影響を及ぼしていないかについて注視していく必要があります。

昨今では、NTT 東・西が「ローカル 5G」への参入を表明し、NTT ドコモとの連携の可能性を示唆しています。また、1999 年の NTT 再編成時の公正競争条件等で禁じられている NTT 持株・NTT 東・西と NTT コミュニケーションズ・NTT ドコモ・NTT データ間の「共同調達」で、グループ調達力を発揮できるよう求めるなど、益々 NTT が総合的な事業能力の優位性を強化する事業運営を志向してきております。

NTT グループが一体的な事業運営を行うと、NTT 東・西や NTT ドコモといったグループの巨大な顧客基盤が結合し、その顧客基盤が、NTT 東・西の保有する線路敷設基盤や光ファイバ等の不可欠設備や 900 社を超える関連会社とのグループ内連携による事業能力と合わさり、NTT グループ全体で、強大な総合的な事業能力を発揮することになります。5G/IoT 時代では、そうしたグループ内連携が広く行われ、よりグループの総合的な事業能力が発揮されやすい市場環境となることから、市場検証においては、これまで以上に NTT グループ全体の総合的な事業能力の勘案が重要になります。

固定系・移動系両市場でそれぞれ支配的事業者である NTT 東・西と NTT ドコモが相互に重複・連携する形で更に支配力を強めつつあることに重点を置いて市場の実態を検証し、政府出資の NTT のグループドミナンス（総合的な事業能力）が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点で、引き続き、分析と評価を慎重に進めていただきたいと思います。

※電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和元年度第

1 四半期（6 月末）より。シェアには、サービス卸・MVNO を含む。 【KDDI 株式会社】		
--	--	--

1. 電気通信事業分野における市場動向の分析

1-1 電気通信事業分野における市場動向の分析

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1-1 報告規則に基づく報告や市場検証におけるアンケートについては、必要最低限なものとするともに、十分余裕を持った期日を設定するよう要望。	考え方 1-1-1	
総務省報告の項目は年々数を増しており、報告対象事業者における報告対応の作業負担は非常に大きいものとなっています。報告規則、市場検証によるアンケートについては、必要最低限のものとしていただき、かつ、期日に十分余裕を持ったものとしていただくよう要望致します。 【KDDI 株式会社】	・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
意見 1-1-2 各種データ等に基づく定量的な分析を原則とし、それが及ばない部分において定性的な分析を実施する方針に変更はないことの確認。また、事業者から収集したデータ等の公開については、事業者の同意を前提とするよう要望。	考え方 1-1-2	
昨年度の年次計画（「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 30 年度）」平成 30 年 8 月 28 日総務省。）においては、電気通信市場の分析にあたり、「定量的な分析に加え、定量的に把握できない競争状況等については定性的な分析を行う」（P.2）との記載があり、第一に客観的データに基づく定量的な分析を行い、それが及ばない部分において定性的分析を行う旨が明確にされていました。 本年度の年次計画（案）においては当該記載が削除されておりますが、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）」（令和元年 8 月 29 日総務省。）には「総務省において市場検証の取組を引き続き実施するに当たり、旧方針において示されている市場検証の基本的な枠組は維持」との記載があることから、今年度の年次計画においても各種データ等に基づく定量的な分析を第一とし、それが及ばない部分において定性的な分析を実施する旨に変更はないことを確認させて頂きたいと考えます。 また、注釈 2 において「総務省が市場検証の過程で収集したデータ等のうち、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるものについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。」と記載されているとおり、事業者から収集する情報やデータについては極めてセンシティブな経営情報等が含まれる場合が多々あることから、情報を公開するか否かの判断に当たっては、都度事業者に公開可否の確認を実施頂き、公開する場合は事業者の同意を前提として頂くよう要望致します。	・各種データ等に基づく定量的な分析を原則とし、それが及ばない部分において定性的な分析を実施する方針について、従前からの変更はありません。 ・本年次計画案では、総務省が市場検証の過程で収集したデータ等のうち、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるものについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとしています。	無

(1) 固定系通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見1-1-1-1 FTTH市場（小売市場）について、昨年度と同様に、提供形態別の競争状況等の分析を要望。	考え方1-1-1-1	
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年7月1日から開始された事業者変更に係る状況等を踏まえ、固定系通信分野における市場動向を分析することに賛同いたします。 なお、これまで固定系通信市場においては、自己設置事業者と多数の接続事業者や卸事業者との間で競争が進展し、低廉な料金、多様なサービスが創造され、利用者利便も向上してきたと考えております。このため、昨年度の年次計画と同様に、提供形態別（「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」）のFTTHの競争状況等といった観点でも市場動向を分析いただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	無
意見1-1-1-2 NTT東西のFTTH市場における市場支配力がNTTドコモに移転していないかという観点から重点的に分析・検証すべき。加えて、NTT東西のサービス卸の提供条件やガイドライン遵守状況等について重点的に分析・検証すべき。	考え方1-1-1-2	
<p>ボトルネック設備を保有する卸元のNTT東・西のグループ会社であるNTTドコモ（ドコモ光）について、NTT東・西のFTTH市場における市場支配力がNTTドコモに移転していないかの観点で重点的に分析・検証すべきと考えます。</p> <p>加えて、令和元年7月からNTT東・西のサービス卸先の事業者間で電話番号と光回線の継続利用を可能とする「事業者変更」が導入され、卸先事業者による過度なキャッシュバック等による競争が激化することが懸念されています。NTT東・西がサービス卸先の事業者提供する販売奨励金等及び卸先事業者によるキャッシュバックの実施状況、特にNTTドコモに対する販売奨励金等の実施状況を重点的に分析し、あわせて、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」の遵守状況をしっかりと検証していただきたいと考えます。</p> <p><分析視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○世帯の光化が進展していく中で、NTT東・西の顧客基盤がドコモ光に移行し、NTT東・西の市場支配力がNTTドコモに移転していないか。 ○NTT東・西がサービス卸を提供する中で、NTTドコモに対する優遇が生じていないか。 ○NTT東・西とNTTドコモの関係強化が市場に悪影響を及ぼしていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	無

<p>その関係強化が、実質的に現行の禁止行為規制に抵触する NTT 東・西と NTT ドコモとの共同営業になっていないか。 NTT 東西の目的達成業務（取次）の運用が、禁止行為規制の潜脱行為の温床になっていないか。</p> <p><確認すべき事実></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツからの転用による NTT ドコモへの移行件数の推移 ・ FTTH 小売市場におけるドコモ光シェアの推移 ・ 1992 年の NTT ドコモの分離実施要件の履行状況 ・ NTT 東・西と NTT ドコモの具体的な契約条件の内容、及び、目的達成業務（取次）の運用において、不当な優遇の有無 ・ 卸元の NTT 東・西が出す奨励金（グループ内（NTT ドコモとそれ以外）／グループ外） ・ 卸先が出すキャッシュバックの額 <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 1-1-1-3 FTTH の卸売市場における競争状況、卸電気通信役務の提供実態や提供条件の適正性等について分析を行うことが急務。</p>	<p>考え方 1-1-1-3</p>	
<p>「事業者変更」の開始により、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、NTT 東西殿）及びその卸先の相互間のスイッチングコストが低下するため、今年度の年次計画案にあるように「その他の形態により固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含め」る形での競争状況等の分析が必要と考えます。</p> <p>また、NTT 東西殿のシェアが急速に高まっている FTTH の卸売市場に関して、当該卸売市場における競争状況や NTT 東西殿のサービス卸をはじめとする卸電気通信役務の提供実態や提供条件の適正性等について分析を行うことが急務と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

(2) 移動系通信

<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p>	<p style="text-align: center;">頂いた御意見に対する考え方</p>	<p style="text-align: center;">提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>意見 1-1-2-1 電気通信事業法改正後の市場動向を引き続き注視し、仮に問題が生じていることが確認された場合には、制度的な対応等の取組を速やかに行ってほしい。</p>	<p>考え方 1-1-2-1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年 10 月に施行された、携帯電話事業者及び販売代理店による一定の競争阻害的な行為を禁止する電気通信事業法の一部を改正する法律等を踏まえ、移動系通信分野における市場動向を分析することに賛同いたします。 ・ なお、これまで多くの MVNO では、高額キャッシュバック目当ての MNP 濫用行為を防 	<p>・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>止する観点から、1年程度の最低利用期間を設け、当該期間内の解約に対して違約金を設定しておりましたが、法改正後の令和元年10月以降は違約金を1000円以下に設定することが求められます。この点、法改正により、高額キャッシュバック自体が無くなるのが期待される場所、潜脱的な行為等により、MNP濫用行為が継続する可能性も考えられますので、そのような行為が行われていないか市場動向を分析いただくとともに、問題が生じていることが確認された場合には、制度的な対応等、速やかに解決に向け取り組みをおこなっていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見1-1-2-2 改正電気通信事業法が施行された後の各種状況を検証した上で、適宜適切に規律を見直してほしい。</p>	<p>考え方1-1-2-2</p>	
<p>令和元年5月17日に公布された「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）」に関して、施行後の代理店の運営状況、スマートフォン端末の販売状況、日本と海外の5G端末の普及状況を比較するなどの検証をした上で、適宜適切に規律を見直していただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見1-1-2-3 改正電気通信事業法が市場に及ぼした影響等を検証し、その適正性について確認してほしい。国内外の5G端末の普及状況等も継続的に注視することを要望。</p>	<p>考え方1-1-2-3</p>	
<p>通信料金と端末代金の分離等に関する「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）」（以下、改正事業法）が施行されたことを受け、市場に及ぼした影響等を検証し、その適正性について確認して頂くことが必要と考えます。</p> <p>つきましては、改正事業法の施行により端末流通や技術・サービス革新（5Gの促進等）への影響も考えられることから、日本と諸外国（韓国等）の5G端末の普及状況等の比較についても、市場検証会議の移動系通信市場の分析において取り上げ、継続的に見て頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

（3）固定系通信と移動系通信との関係

<p>意見1-1-3-1 固定系通信市場と移動系通信市場に細分化するのではなく、情報通信市場全体を広く俯瞰して分析・検証を進めてほしい。また、通信事業者や多様なプレイヤーの取組みが様々な産業の成長・発展に繋がるよう、政策面等からのサポートを要望。</p>	<p>考え方1-1-3-1</p>	
<p>現在のブロードバンドサービス市場において、「利用シーン」の側面では、利用者は、スマートフォン・タブレット端末の普及や性能向上、LTE等の無線ネットワークの高速化により、インターネット閲覧だけではなく、SNSによる画像共有や動画コンテンツの閲覧等、移動中や空き時間に、いつでもどこでもすぐに情報収集・発信可能な環境が</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>広がっています。</p> <p>スマートフォンの利用が高い 10 代から 40 代の世代においては、外出先のみならず自宅においても、スマートフォンを利用してゲームや動画コンテンツ等を閲覧していることが多いものと想定され、移動系通信サービスの料金体系の多くが従量制であることから、モバイルと固定ブロードバンド回線 (+Wi-Fi) を組み合わせた利用シーンが一般的となっています。</p> <p>また、「料金」の側面からは、「電気通信事業分野における市場検証（平成 30 年度）年次レポート」で言及されているように、利用者が FTTH サービスを選択する際は、移動系通信サービスの料金と組み合わせた料金で判断することが普遍的になっています。加えて、モバイルの決済サービスによるポイント還元や有料コンテンツ、保険のバンドル割引など、通信サービスの利用料金以外の要素が多様化し、利用者におけるサービスの選択肢が更に拡大しているものと考えられます。</p> <p>このように、利用者にとっては、ブロードバンドサービス市場における「利用シーン」・「料金」の側面において、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスをそれぞれ別に捉えるのではなく、組み合わせて考えることが、一般的となっています。</p> <p>上記のような利用者動向等により、固定系ブロードバンド市場及び FTTH 市場における契約数は、多様なプレイヤーが提供する卸サービスの増加によって一定水準で伸びており、その傾向は今後も続くものと想定されます。</p> <p>以上のように、利用者動向及び市場環境を踏まえると、ブロードバンド市場を「固定系ブロードバンドサービス市場」と「移動系通信サービス市場」に細分化するのではなく、情報通信市場全体を利用者の視点で広く俯瞰して分析・検証を進めていただきたいと考えます。</p> <p>その上で通信事業者や多様なプレイヤーの取組みが他分野での様々な産業の成長・発展に繋がるよう、是非とも政策面等の後支えをしていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見 1-1-3-2 MNO グループの強大な市場支配力は電気通信市場全体に影響を及ぼしている状況にあることなどを踏まえ、「MNO グループとそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析・検証を行うことを要望。また、MNO コラボ事業者における固定通信サービスの割引・キャッシュバック等が公正競争を阻害するものとなっていないか注視し、問題となるような行為が把握された場合には、早急に適切な措置を講じてほしい。</p>	<p>考え方 1-1-3-2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係の変化にも留意して市場動向の分析することに賛同いたします。 ・なお、NTT 東西殿によるサービス卸開始以降、固定通信市場においても MNO の存在感が急激に高まり、今や MNO グループの強大な市場支配力は電気通信市場全体に影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>を及ぼしている状況にあります。また電気通信分野における小売市場では、今後さらに固定からモバイルへのシフトが加速していくものと想定され、移動通信市場がメインとなる 5G 時代においては、電気通信市場全体に対する MNO グループの市場支配力は一層高まっていく可能性があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に、電気通信市場全体が MNO グループの協調的寡占になった場合は、全ての分野において料金の高止まりやサービスの横並びが懸念され、利用者利便を大きく損ねる可能性があります。将来にわたって、電気通信市場全体における公正競争を促進するためにも、これまでの「NTT とそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析等に加え、「MNO グループとそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析を行うことを要望いたします。 ・移動系通信市場においては、通信料金と端末代金の完全分離等の制度整備がなされ、通信役務の利用・端末の購入等を条件とする場合の「利益の提供」の上限が 2 万円となる等、過度な端末購入補助を抑制する措置が実施されたと認識しております。この点、今後 MNO コラボ事業者においては、これまでモバイル端末購入補助として使っていた原資を固定通信サービスの割引・キャッシュバックとして使うことも想定されますので、公正競争を阻害するような行為が行われていないか注視いただくとともに、問題となるような行為が把握された場合には、早急に適切な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見 1-1-3-3 NTT グループ全体の総合的事業能力が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点で、分析と評価を進めてほしい。</p>	<p>考え方 1-1-3-3</p>	
<p>「はじめに」で述べたとおり、NTT グループが一体的な事業運営を行うと、NTT 東・西や NTT ドコモといったグループの巨大な顧客基盤が結合し、その顧客基盤が、NTT 東・西の保有する線路敷設基盤や光ファイバ等の不可欠設備や 900 社を超える関連会社とのグループ内連携による事業能力と合わさり、NTT グループ全体で、強大な総合的な事業能力を発揮することになります。5G/IoT 時代では、そうしたグループ内連携が広く行われ、よりグループの総合的な事業能力が発揮されやすい市場環境となることから、市場検証においては、これまで以上に NTT グループ全体の総合的事業能力の勘案が重要になります。</p> <p>固定系・移動系両市場でそれぞれ支配的事業者である NTT 東・西と NTT ドコモが相互に重複・連携する形で更に支配力を強めつつあることに重点を置いて市場の実態を検証し、政府出資の NTT のグループドミナンス（総合的な事業能力）が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点で、引き続き、分析と評価を慎重に進めていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

1. 電気通信事業分野における市場動向の分析

1-2 IoT 向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1-2-1 セルラーLPWA は極めて重要性が高い通信手段であること、MNO とそれ以外の電気通信事業者との間で同等の IoT 向け通信サービスが実現できることが IoT 向け通信サービス市場において競争を活性化させるには重要であることについて留意いただきたい。</p>	<p>考え方 1-2-1</p>	
<p><該当箇所> IoT 向け通信サービスは、現時点において黎明期にあり、特に 5G 導入により競争環境に大きな変化が生じるものと考えられるが、今後の動向も見据えつつ、本格的な競争状況の評価の実施に向けて、現時点において考え方の整理を行うことには意義があるものと考えられる。そこで、令和元年度においては、関係事業者（電気通信事業者・IoT 向け通信サービスの利用者等）等へのヒアリング及びアンケート調査等を通じて、IoT 向け通信サービス（及びその補完サービス）に係る取引実態について情報収集を行うとともに、諸外国における議論の動向等も踏まえ、以下の論点等について一定の整理を行った上で、競争状況の評価を試行的に実施することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> IoT 向け通信サービスとしては、3G、LTE、セルラーLPWA といった、免許が必要な周波数帯（携帯電話回線）を用いるもののほか、免許が不要な周波数帯を用いるアンライセンス LPWA が存在し、さらに、光回線（FTTH）による提供も考えられるところ、これら通信サービス間の代替性が、どのような用途においてどの程度みられるか。 （上記の論点と関連して）MNO 以外の電気通信事業者がセルラーLPWA サービスを提供するためには、MNO から卸提供を受ける必要があるが、IoT 向け通信サービスを提供するに当たりセルラーLPWA を取り扱うことができることが、電気通信事業者間の IoT 向け通信サービス分野における公正な競争を確保する上で、どの程度の重要性を持つか。 <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> IoT 向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方を整理し、競争状況の評価を試行的に実施することに賛同いたします。なお、左記の論点整理においては、以下の点にご留意いただいた上、検討していくことが重要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> セルラーLPWA はエリアカバーに優れており、ライセンスバンドであるため混信が少ないといった特徴があり、お客さまの多様なニーズに対応したサービスを提供するためには、極めて重要性が高い通信手段であること これまでスマートフォン向け通信市場では多くの MVNO と MNO 等との間で競争が 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>活性化し、低廉な料金・多様なサービスが創造され、利用者利益も向上してきたと考えられるところ、IoT 向け通信サービス市場においても競争を活性化させるには、MNO と MNO 以外の電気通信事業者との間で同等の IoT 向け通信サービスが実現できることが重要であること</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見 1-2-2 IoT 向け通信サービスについては、黎明期の現時点において、性急に競争状況の評価を実施するよりも、まずは、非電気通信事業者も含めた市場の実態把握を行うべき。</p> <p>NTT 東西がローカル 5G に免許人として参入した場合は、速やかにその市場参入状況や他事業者との連携状況等及び「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」の遵守状況について分析・検証すべき。</p>	<p>考え方 1-2-2</p>	
<p>現在、IoT 向け通信サービスにおいては、医療・教育・行政・交通・社会インフラ等の様々な分野・産業との異業種連携により、新たなサービスやビジネスモデルが創出されています。このような多方面との多様な連携の推進や、事業者の創意工夫を促し、M2M や IoT などのイノベーションを牽引していくモバイル市場においては、事業者に過度な報告規則等の義務を課すのではなく、最小限の規律の中で活発に競争できる環境であることが重要です。</p> <p>令和元年度の年次計画（案）のうち、市場動向の分析では、「IoT 向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理」「競争状況の評価を試行的に実施」を挙げていますが、多種多様なサービスを展開している IoT 向け通信サービスについては、黎明期の現時点において、性急に競争状況の評価を実施するよりも、まずは、どのようなユースケースがあるのか幅広く多面的に把握し、市場の全体像を的確に捉えることが重要だと考えます。</p> <p>また、様々な分野・産業との異業種連携においては、電気通信事業者からの回線提供のみならず、デバイス、センター設備、保守などのサポートサービスやデータ分析を含むビジネスモデルの提案等、利用用途に合わせて提供されているのが実態です。それらを行うベンダー等のトータルソリューションも重要な役割を担っています。実態把握を進める際には、電気通信事業者に閉じず、幅広く、非電気通信事業者も対象として多面的に進めることが適切だと考えます。</p> <p>NTT 東・西が「ローカル 5G」に参入すると表明しておりますが、禁止行為規制を受けるような支配的事業者がローカル 5G の免許人として参入した場合、地域の主体の事業機会を奪ってしまうことが想定されるため、NTT 東・西が「ローカル 5G」に免許人として参入した場合には、速やかにその市場参入状況や他事業者との連携状況等について分析・検証すべきと考えます。</p> <p>加えて、「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」の遵守状況についてもしっかりと検証すべきと考えます。</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

	【KDDI 株式会社】		
意見 1-2-3	セルラーLPWA サービスについて、MNO に過剰な規制が課されることのないよう取り扱っていただきたい。	考え方 1-2-3	
	セルラーLPWA サービスについては、現時点ではまだ市場の黎明期にあることから、今後の議論においては、MNO に過剰な規制が課されることのないよう、取り扱って頂くことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
意見 1-2-4	①特定のシステムインテグレータ、プラットフォーム、端末メーカー等の競争力が通信サービス市場におけるサービスの選択に与える影響、②NTT 東西の競争力が補完サービス市場におけるサービスの選択に与える影響に留意し、分析・評価をしていただきたい。	考え方 1-2-4	
	「電気通信事業者による IoT 向け通信サービスについては、これと補完するサービス（デバイス、IoT プラットフォーム等）と一体で提供がなされるケースが多くみられる」とおり、通信サービスと補完サービスはそれぞれ互いの市場に影響を与え得るものと考え、特に以下の点に留意し分析・評価をして頂きたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定のシステムインテグレータ、プラットフォーム、端末メーカー等の競争力が通信サービス市場におけるサービスの選択に与える影響 ➢ NTT 東西の競争力が補完サービス市場におけるサービスの選択に与える影響（光回線（FTTH）の重要性が高まったり、無線分野（ローカル 5G）へ参入意向を示していること等から） 【ソフトバンク株式会社】	・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
意見 1-2-5	電気通信事業者よりも、むしろシステムインテグレータ、プラットフォーム、端末メーカー、サービスの利用者等に対して情報を求め収集を試みるべき。	考え方 1-2-5	
	「関係事業者（電気通信事業者・IoT 向け通信サービスの利用者等）等へのヒアリング及びアンケート調査等」とありますが、従来のサービスの競争状況の分析・評価と比べ電気通信事業者から得られる情報の重要性は相対的に小さいと考えられ、むしろシステムインテグレータ、プラットフォーム、端末メーカー、サービスの利用者等に対して情報を求め収集を試みる必要があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無

2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

2-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-1-1 今後 MNO コラボ事業者において、これまでモバイル端末購入補助として使っていた原資を固定通信サービスの割引・キャッシュバックとして使うこと	考え方 2-1-1	

<p>も想定されることから、競争阻害等の行為が行われていないか注視し、問題行為を把握した場合には、早急に適切な措置を講じるべき。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西及び NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者（卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む）に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うことに賛同いたします。 ・なお、移動系通信市場においては、通信料金と端末代金の完全分離等の制度整備がなされ、通信役務の利用・端末の購入等を条件とする場合の「利益の提供」の上限が2万円となる等、過度な端末購入補助を抑制する措置が実施されたと認識しております。この点、今後 MNO コラボ事業者においては、これまでモバイル端末購入補助として使っていた原資を固定通信サービスの割引・キャッシュバックとして使うことも想定されますので、公正競争を阻害するような行為が行われていないか注視いただくとともに、問題となるような行為を把握された場合には、早急に適切な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見 2-1-2 過年度の確認事項との重複の考慮等、通信事業者にとって過度な負担とならないよう配慮すべき。</p>	<p>考え方 2-1-2</p>	
<p>「競争阻害的な料金の設定等」や「提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い」等のサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認にあたっては、過年度の確認事項との重複の考慮等、通信事業者にとって過度な負担とならないよう配慮いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>これまで平成 28 年から 3 年に渡って、「競争阻害的な料金の設定等」や「提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い」等のサービス卸ガイドラインに規定する電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はないと確認されていることも踏まえ、過年度の確認事項との重複の考慮等、通信事業者にとって過度な負担とならないよう配慮いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見 2-1-3 NTT 東西の卸先事業者によるキャッシュバックの実施状況、NTT 東西が提供する販売奨励金等について、重点的に分析・検証するとともに、「サービス卸ガイドライン」の遵守状況をしっかりと検証すべき。</p>	<p>考え方 2-1-3</p>	
<p>令和元年 7 月から NTT 東・西のサービス卸先の事業者間で電話番号と光回線の継続利用を可能とする「事業者変更」が導入され、卸先事業者による過度なキャッシュバック等による競争過熱が懸念されることから、卸先事業者によるキャッシュバックの実施状況、及び、NTT 東・西がサービス卸先の事業者に提供する販売奨励金等について、公正な競争環境に与える影響について、重点的に分析・検証するとともに、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」の遵守状況をしっかりと検証していただきたいと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

【KDDI 株式会社】		
意見 2-1-4 他の卸先事業者のサービスに乗り換えられない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認する対象は、MNO が提供する FTTH サービスの利用者等だけでは不十分であり、全 FTTH 事業者（少なくとも主要な FTTH 事業者）の利用者も対象としていただきたい。	考え方 2-1-4	
<p>「卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。その際、複雑な提供条件、利用者誘引施策やスイッチングコスト等により利用者の自由で合理的なサービス選択が妨げられていないかという観点から、MNO 及びそれ以外の卸先事業者又はこれらの媒介等業務受託者が実施するキャッシュバック、広告表示等の利用者誘引施策について、割引及び解約条件等の提供条件と併せて実態把握を進めるとともに、特に MNO が提供するサービスの利用者に対して、他の卸先事業者のサービスに乗り換えられない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認し、課題の有無等の把握を行う。」とありますが、利用者視点ではサービス卸、自己設置型および接続型はいずれも同列で比較される FTTH サービスであると考えます。</p> <p>したがって、確認対象は MNO が提供するサービスの利用者等だけでは明らかに不十分であり、全 FTTH 事業者（少なくとも主要な FTTH 事業者）の利用者も対象として頂くよう強く要望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	無

2-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-2-1 「接続料算定の早期化」や「MVNO への情報開示等」等、MVNO ガイドライン等で示された方向性に従い、MNO が適切に対応しているか等を確認し、課題等が確認された場合には速やかに解決に向けた取り組みを行うべき。	考え方 2-2-1	
<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認を行うことに賛同いたします。 なお、二種指定電気通信設備制度においては将来原価方式の導入が予定されており、これに伴い、「接続料算定の早期化」や「接続料算定に関する MVNO への情報開示等」といった MVNO の事業運営に極めて重要な事項も MVNO ガイドライン等に記載される予定と認識しております。 電気通信市場検証会議においては、MVNO ガイドライン等で示された方向性に従い、MNO が適切に対応しているか等を確認いただくとともに、課題等が生じていること 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 	無

<p>が確認された場合には、速やかに解決に向け取り組みをおこなっていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	
---	--

2-3 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-3-1 禁止行為規制の遵守状況等について確認を行うことに賛同。</p> <p>・市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇が行われた場合は、競争環境に大きな影響を与える蓋然性が極めて高いことから、禁止行為規制の遵守状況等について確認を行うことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>考え方2-3-1</p> <p>・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-3-2 NTT ドコモの禁止行為規制緩和の影響について、通信モジュールビジネスにおいてNTTグループ内連携のみが進展し、本来期待されていた異業種連携の発展を妨げるようになっていないかについて継続的に分析・評価を行い、仮にNTTグループ内連携のみが進展している状況があるのであれば、NTTグループ内連携による通信モジュールビジネスについては禁止行為規制の対象に含める方向で検討を進めるべき。</p> <p>平成26年の「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」情報通信審議会答申では、「多様な産業におけるICT基盤の利活用のためには、ICTと様々な異業種との連携が鍵となるため、公正競争に支障がない範囲内で支配的事業者規制を見直し、イノベーションを促進することにより、新事業・新サービスの創出を図る。」という趣旨の下、NTTドコモの禁止行為規制（不当な優遇禁止の対象事業者）の緩和が行われました。</p> <p>具体的には、「固有の付加機能を実装することで多様なサービス形態を実現するM2M型（モジュール系）を提供する異業種のMVNOにとっては、より柔軟に卸電気通信役務の提供を禁止行為規制の適用事業者から受けることが可能となるため、異業種のMVNOとの多様な連携を通じた多彩なM2M型サービスの実現にも資する」ことが緩和の趣旨として挙げられています。</p> <p>本来、NTTグループ以外の異業種によるモジュール系MVNOの参入促進を図ることが期待されていましたが、実際の制度化においては、異業種は元より、NTTグループ内の事業者であっても、通信モジュールのみを提供する事業者については、その契約数の規模に関わらず、NTTドコモの特定関係法人に指定されることがありません（NTTドコモの特定関係法人に指定されるのは、FTTHアクセスサービスや携帯電話（通信モジュールを除く）等の各契約数5万以上の場合のみ）。</p> <p>これにより、NTTグループ内の事業者（NTT都市開発等）が通信モジュール系サービスを提供する限り、NTTドコモによるグループ会社への卸提供等において優先的取扱</p>	<p>考え方2-3-2</p> <p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>いが可能となります。(例えば、NTT 都市開発が、通信モジュールにおいて何百万、何千万という契約数を獲得していても、通信モジュールを提供する限りにおいては、NTT ドコモの禁止行為規制の対象外となる。)</p> <p>さらに、NTT グループ内の事業者 (NTT 都市開発等) がローカル 5G の免許人となった場合も、通信モジュールのみの提供であれば、NTT ドコモとの排他的な連携 (排他的ローミング等) が可能となります。(例えば、NTT 都市開発が、ローカル 5G を利用した通信モジュールにおいて何百万、何千万という契約数を獲得していても、NTT ドコモから排他的なローミングを受けることが可能となる。)</p> <p>IoT 市場は、5G の普及に伴い拡大していくことが想定され、従来の携帯電話市場とは異なり、異業種との B2B2X モデルが基本となっていきます。さらに、IoT 市場は、先行者の優位性、ネットワーク効果等が発揮されることにより、事業者の乗り換えが困難になること (市場の固着化) も想定されることから、NTT グループによる市場支配力により新たな市場における異業種や地域によるイノベーションが阻害されないよう、NTT ドコモの禁止行為規制緩和の影響について、特に通信モジュールビジネス (ソリューション領域含む) において NTT グループ内連携のみが進展し、本来期待されていた異業種連携の発展を妨げることになっていないか継続的に分析・評価し、仮に NTT グループ内連携のみが進展している状況があるのであれば、NTT グループ内連携による通信モジュールビジネス (ソリューション領域含む) については、NTT グループ内連携の場合のみ NTT ドコモから優遇されることのないように、当該通信モジュールがインターネット接続可能であるか否かに関らず、禁止行為規制の対象に含める方向で検討を進めることが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 2-3-3 総合的な市場支配力の検証や公正競争を阻害しない要件について改めて検討を深めることが急務。</p>	<p>考え方 2-3-3</p>	
<p>2016 年の禁止行為規制の緩和をはじめ、昨今でも NTT 東西殿によるローカル 5G 活用の動きや日本電信電話株式会社殿による共同調達の容認に向けた動きが存在し、これまでの市場支配力に着目したドミナント規制の趣旨に反する「潜脱的行為」が常態化しつつある懸念も存在することから、総合的な市場支配力の検証や公正競争を阻害しない要件について改めて検討を深めて頂くことが急務と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

3. 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリング

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 3-1 「ネットワーク中立性に関する事項」のモニタリングが、ネットワーク設備のコスト負担の在り方に関する議論の礎となることを希望するとともに、ヒア</p>	<p>考え方 3-1</p>	

<p>リング項目もそれに資する内容が追加されることを要望。</p> <p>年次計画（案）に「ネットワーク中立性に関する事項」のモニタリングの実施が盛り込まれた事は、公平な競争環境整備、利用者保護の観点から賛成いたします。</p> <p>上記モニタリングは「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終報告書(案)」に記載があるとおり「帯域制御ガイドライン」や「ゼロレーティングに関する指針」等の遵守状況のモニタリングになると認識しており、事業者の業務の適正性の確認が主旨になると理解しております。</p> <p>他方、増え続けるトラヒックへの対応は通信事業者にとって大きな課題であり、当社としては必要となるインフラ整備コストはインターネットの受益者が応分の負担をすべきと考えております。</p> <p>従って、市場検証会議においては事業者の業務の適正性の確認と並行して、ネットワーク中立性のモニタリングとしてネットワーク設備のコスト負担の議論につながる内容も盛り込んでいただきたいと考えております。</p> <p>モニタリングの具体的な内容・手法は今後市場検証会議の配下に設置されるワーキンググループにて検討されるものと理解しておりますが、当社としては本モニタリングがネットワーク設備のコスト負担議論の礎となる事を希望するとともに、ヒアリング項目もそれに資する内容が追加される事を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2 モバイル市場の競争環境に関する事項についてのモニタリング結果は原則として公開し、利用者を含めた全ての関係者がその内容を確認できることが必要。</p>	<p>考え方3-2</p>	
<p>・モバイル市場の競争環境に関する事項についてモニタリングを行うことは、モバイル市場の健全な競争環境の維持・向上に資すると考えるため賛同いたします。</p> <p>・なお、電波は有限稀少な国民の財産であること、モバイルサービスは社会生活に欠かせない極めて重要なものであることを踏まえて、モニタリング結果は原則として公開し、利用者を含めた全ての関係者がその内容を確認できることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-3 ゼロレーティングに関する指針の遵守状況等に関するモニタリングでは、MNOと大手OTT事業者との間の取引条件等について、排他的な条件となっていないか、それによって公正競争を阻害する可能性がないか等を確認することが電気通信市場の健全な発展に重要。</p>	<p>考え方3-3</p>	
<p>・通信市場全体でMNOの市場支配力が強くなっている中、仮にネットワーク中立性が緩和されることになれば、ゼロレーティングを通じてMNOと大手OTTの双方の強大な市場支配力が結びつくおそれがあり、市場支配力が強いもの同士の取引が不透明である中、その他の事業者には優越的地位の濫用をすることも考えられます。このようなことが常態化すると、通信市場及びOTT市場における他の事業者が淘汰、あるいは新規参入障壁が高くなる等の市場競争の停滞が予想され、中長期的には利用</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>者利便が大きく損なわれることが懸念されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロレーティングに関する指針の遵守状況等でのモニタリングにおいては、MNO～大手 OTT 事業者との間の取引条件等について、排他的な条件となっていないか、それによって公正競争を阻害する可能性がないか等を確認することが電気通信市場の健全な発展に重要であると考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見 3-4 電気通信市場検証会議と別の会合で重複的な議論がなされないように、十分な配慮を要望。</p>	<p>考え方 3-4</p>	
<p>「①モバイル市場の競争環境に関する事項」「②ネットワーク中立性に関する事項」は、電気通信市場検証会議の下にそれぞれワーキンググループを設置し、評価・検証・モニタリングがされるとのことから、あくまで当該事項の議論は電気通信市場検証会議においてされるべきであり、論点の拡散や会合対応への事業者負担も考慮し、電気通信市場検証会議と類似する論点を取り扱って同時並行的に別の会合で重複的な議論がなされることのないように十分に配慮して頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-5 既存顧客の困り込みにつながるおそれのある行為について、重点的に分析・検証を行い、競争上問題のある行為が見られた場合は、検証期間の途中であっても、制度改正を含めた対応を速やかに行うべき。</p>	<p>考え方 3-5</p>	
<p>「電気通信事業分野における市場検証」を実施することにより、公正競争上の観点から、「改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響、固定系通信も含めた競争環境などについて、評価・検証」を行うことは有用と考えます。</p> <p>特に移動系通信市場においては、例えば以下のような既存顧客の困り込みにつながるおそれのある行為について、重点的に分析・検証を行い、公正競争上問題のある行為が見られた場合は、検証期間の途中であっても、制度改正を含めた対応を速やかに行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ SIM ロックの設定 ➤ SIM ロック解除の妨害行為 (事業者が信用確認措置の種類を削減する、あるいは信用確認措置を全く実施しないことなど) ➤ SIM カードにおいて使用可能な端末を制限する IMEI ロックを施すこと、および事業者が販売する端末において使用周波数帯を自社保有周波数帯に制限すること、あるいは他の事業者の SIM カードが差し込まれた場合において基本的な通信サービスを利用する上で必要なソフトウェア等を搭載しないこと (一部事業者の APN 非設定など) などにより実質的に特定の事業者でしか使えない端末を販売する行為 ➤ 固定通信とのバンドルサービスの提供 等 <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

4. 電気通信市場の検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-1 利用者利便に関する検証では、トラフィックが急増傾向にあることと、料金の低廉化のみに着目すると結果的に利用者利便を損なうおそれがあることに十分留意してほしい。</p>	<p>考え方4-1</p>	
<p>・公正競争環境が確保されているか、利用者利便が確保されているかといった観点から、検証を行うことに賛同いたします。なお、利用者利便に関する検証では、以下の点を十分ご留意いただいた上、検討していくことが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - FTTHの需要の伸びが鈍化する反面、トラフィックは急増しており、今後も同様の傾向が継続すると予想されること - このような状況下で料金の低廉化のみに着目することは、サービスレベルの維持・向上を阻害する等、結果として利用者利便を損なうおそれがあること <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-2 「大手携帯事業者による固定通信市場の支配」が顕在化している状況にあるため、2者のMNOの勧誘方法や移動系通信とのセット契約の態様等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視し、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じてほしい。</p>	<p>考え方4-2</p>	
<p>・NTT東西のサービス卸の卸先事業者数が700者を超えるにも関わらず、サービス卸における2者のMNOの純増シェア比率は継続的に8割を超えており、さらには、事業者形態別契約数シェアでは2者のMNOの割合は約7割となっています。これに加えて、電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポートにおけるFTTHの提供形態別の契約数の推移では、2018年度第1四半期に「卸電気通信役務」型の契約数が「自己設置」型の契約数を上回っており、この状況はまさに、サービス卸の開始前に多数の事業者から指摘されていた「大手携帯事業者による固定通信市場の支配」が顕在化している状況と考えます。</p> <p>・このような状況が継続すれば、設備設置事業者の設備投資インセンティブは失われるため、リスクを負って設備競争を挑んできた設備設置事業者も淘汰され、NTTが設備を独占するようになるのは明らかです。2者のMNOの勧誘方法や移動系通信とのセット契約の態様等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視いただくとともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-3 MNOグループと独立系MVNOとの間の競争に着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には早期に制度的対応がなされることを要望。</p>	<p>考え方4-3</p>	
<p>・調査会社経由による弊社調べでは、独立系MVNO_{*1}における2019年3月時点の契約数シェアはMVNO全体の約4割_{*2}、また2018年度第4四半期の純増数シェアはMVNO全</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>体の約2割^{*2}となっており、独立系MVNOの存在感が低下していると考えます。</p> <p>*1 MNOグループのMVNO、または、今後MNOになるMVNOは除いたMVNO</p> <p>*2 各シェアの分母はサブブランドを含んだ値で算出</p> <p>・このような状況が継続すると、独立系MVNOが淘汰され、MNOグループによる協調的寡占状態に回帰し、料金が高止まりする等、最終的には利用者利便を大きく損なうことが懸念されます。今後の市場検証において、MNOグループと独立系MVNOとの間の競争に着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には、早期に制度的対応がなされることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
---	--	--

5. 実施スケジュール

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見5-1 アンケートやヒアリングの実施において、業務の繁忙期を避ける配慮を要望。</p>	<p>考え方5-1</p>	
<p>電気通信事業者へのアンケートやヒアリングの実施に当たっては、事前に実施スケジュールの調整を行う等、業務の繁忙期を避ける配慮を頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

6. その他

案と無関係と判断されるものが1件ございました。